

# 建築基準法に関する取扱い

鹿児島県土木部建築課（令和5年2月）

## 本取扱いの利用に際して

- (1) 本取扱いは、これまでの建築基準法における取扱いを整理し、公表するものです。
- (2) また、下記の刊行物を原則として準用しています。
  - 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）  
編集：日本建築行政会議 発行：一般財団法人建築行政情報センター
  - 建築物の防火避難規定の解説2016  
編集：日本建築行政会議 発行：株式会社ぎょうせい
- (3) 個々の事案は多種多様であることから、本取扱いによりがたい場合は、別途、県庁建築課等にご相談ください。
- (4) 本取扱いは随時、必要な改訂を行っていくこととします。
- (5) 本取扱いにおいて使用している略語のうち、主なものは次のとおりです。

法	建築基準法
令	建築基準法施行令
国交告	国土交通省告示
建告	旧建設省告示
通達	建設省住宅局建築指導課通達等
基準総則	基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）（日本建築行政会議編集）
防避解説	建築物の防火避難規定の解説2016（日本建築行政会議編集）
設備指針	建築設備設計・施工上の指導指針2013年版（日本建築行政会議編集）
構造関係技術基準解説書	2015年度版建築物の構造関係技術基準解説書
質疑応答集	建築基準法質疑応答集（建築基準法研究会編）

～ 目 次 ～

<b>第1 『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて</b>		1
<b>第2 『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて</b>		5
<b>第3 本 編</b>		
1 総則	(1)手続き	
	既存不適格建築物の移転	9
	確認申請と手数料について	10
	建築物に設置する広告板について	11
	工作物への準用について	12
	(2)定義	
	建築物について	13
	床面積のない廊下で接続する建築物に係る「一の建築物」について	14
	(3)面積, 高さ, 階数	
	面積算定における小数点について	15
	工作物の高さについて	16
	吹きさらしの廊下について	17
	(4)一般構造	
	採光における2室を1室とみなす規定の適用について	18
2 集団規定	(1)道路, 接道	
	敷地の接道長さについて	19
	(2)用途地域	
	工場について	20
	ガソリンスタンド(給油取扱所)の用途について	21
3 防火避難 規定関係	(1)耐火・防火	
	外壁の延焼のおそれのある部分に設ける特定防火設備について	22
	窓その他の開口部を有しない居室等について	23
	無窓の居室を区画する主要構造部について	24
	たて穴区画における屋外階段について	25
	(2)避難施設等	
	防煙壁の構造について	26
	非常用の進入口の混用等について	27
	(3)内装制限等	
	木造共同住宅等の木造階段裏の仕上げについて	28
4 構造規定	RC造でAw=0(壁量0)となる場合の構造計算について	29
	積載荷重の大きな用途に供する建築物について(S造ルート1-2不可)	30
	鉄骨ブレース構造における柱はりの幅厚比規定について	31
5 その他	出入口が道路に面していない長屋について	32
	共同住宅等の構造について	33
<b>第4 資料編</b>		
1 総則	手続き	
	中間検査について	35
2 集団規定	形態規制	
	用途地域の指定のない区域内の容積率・建ぺい率・高さの指定について	36
	機械室その他これに類する部分の容積率緩和の許可基準について	37
3 構造規定	構造計算の各方向別の適用について	38
	鉄骨造の畜舎告示(H14国交告474号)の適用について	39
	積雪荷重について	40
	風圧力について	41

# 第1

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (1/4)

基準総則は、下記のとおり取り扱う。

◎：そのままの取扱いとするもの  
○：追加の取扱いがあるもの（備考追P）

ページ	タイトル	取扱	備考
1-1	用語の定義		
	(1) 建築物の定義		
12	屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	◎	
14	海水浴場の休憩所	◎	
15	テント工作物	◎	
16	車両を利用した工作物	◎	
17	コンテナ	◎	
18	係留船（係留型の海洋建築物）	◎	
19	機械式自動車車庫	◎	
21	開閉できる屋根を持つ工作物	◎	
22	跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	◎	
26	貯蔵槽その他これらに類する施設	◎	
27	小規模な倉庫	◎	
28	一の建築物	◎	
	(2) 特殊建築物		
30	予備校	◎	
31	多目的体育館	◎	
32	スポーツの練習場	◎	
33	幼保連建型認定こども園	◎	
36	児童福祉施設等	◎	
38	集会場	◎	
39	ダンスホール	◎	
40	ナイトクラブ	◎	
41	カラオケルーム	◎	
42	長屋、共同住宅	◎	
43	戸建型グループホーム	◎	
	(3) 居室		
44	居住、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	◎	
	(4) 延焼のおそれのある部分		
45	建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	◎	
	(5) 建築等		
46	改築	◎	
47	大規模の修繕、大規模の模様替	◎	
	(6) 工事施工者		
48	工事の請負人	◎	
1-2	適用の除外		
49	工事の着手	◎	
1-3	確認申請		
50	メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	◎	
1-4	仮設建築物		
52	工事現場に設ける仮設建築物	◎	
53	公益上必要な応急仮設建築物	◎	
54	仮設興行場等の仮設建築物	◎	
1-5	用途変更		
55	用途変更	◎	
1-6	工作物		
58	ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等	◎	
59	建築物と一体的な広告塔	○	追P11【建築物に設置する広告板】
1-7	面積の算定		
	(1) 建築面積		
60	建築面積の基本的算定方法	◎	
65	外壁面が垂直でない建築物	◎	
66	吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	◎	
68	自走式自動車車庫	◎	

## 『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて(2/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(2) 床面積			
69	床面積の基本的算定方法	◎	
70	ピロティ	◎	
71	ポーチ	◎	
72	公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	◎	
73	吹きさらしの廊下	○	追P17【 $L_a=0.5m$ , $L_b=1m$ 】
75	ベランダ、バルコニー	◎	
77	住宅用エアコンを設置した吹きさらしの廊下、ベランダ及びバルコニー部分	◎	
78	屋内階段	◎	
79	屋外階段	○	追P17【 $L_a=1m$ , $L_b=1m$ , $L_c=0.5m$ 】
81	屋外階段が接する開放廊下部分	◎	
83	エレベーターシャフト、パイプシャフト等	◎	
85	給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット部分	◎	
86	出窓	◎	
88	機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	◎	
92	体育館等のギャラリー等	◎	
93	エキスパンションジョイント	◎	
94	壁その他の区画の中心線	◎	
1-8 高さ及び階数の算定			
(1) 高さ			
97	地階	◎	
99	高さに算入しない屋上部分	◎	
101	太陽光発電設備等	◎	
107	屋上突出物	◎	
108	軒の高さ	◎	
(2) 階数			
109	階数に算入しない屋上部分	◎	
110	小屋裏物置等	◎	
112	ラック式倉庫(立体自動式倉庫)、多層式倉庫	◎	
(3) 地盤面			
113	地盤面	◎	
114	3mを超える場合の地盤面	◎	
1-9 その他			
116	22条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	◎	
117	居室の採光	○	追P18【2室を1室とみなす規定】
119	こんろその他火を使用する設備等	◎	
2-1 接道長さ			
122	敷地の接道長さ	◎	
124	敷地と道路に高低差がある場合	◎	
125	2項道路の終端部の接道長さ	◎	
2-2 用途規制			
(1) 住宅			
126	ソーホー(SOHO)	◎	
127	ファミリーホーム	◎	
128	グループホームのサテライト型居住	◎	
129	居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	◎	
130	生計困難者向けの無料低額宿泊所等	◎	
132	がん終末患者等を看取る施設	◎	
133	ウィークリーマンション	◎	
134	サービスアパートメント	◎	
135	会社の寮、保養所	◎	
(2) 日用品販売店舗等			
136	調剤薬局	◎	
137	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	◎	
138	新聞販売所	◎	
139	インターネットカフェ、まんが喫茶	◎	

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (3/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(3) サービス店舗			
140	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	◎	
141	カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	◎	
142	まつ毛エクステ専門店	◎	
143	コインランドリー	◎	
144	歯科技工所	◎	
(4) 学習塾等			
145	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	◎	
146	スポーツ幼稚園	◎	
147	疾病予防施設（メディカルフィットネス）	◎	
(5) アトリエ・工房			
148	陶磁器の製造・作品展示施設	◎	
(6) 学校等			
149	近隣住民を対象とした公民館、集会所	◎	
151	認定こども園	◎	
152	フリースクール	◎	
(7) 神社・寺院等			
154	納骨堂（納骨施設）	◎	
(8) 老人ホーム等			
155	小規模保育事業等の用に供する施設等	◎	
157	小規模多機能型居宅介護施設	◎	
158	介護予防センター	◎	
159	障害者支援施設	◎	
160	盲導犬訓練施設	◎	
(9) 診療所			
161	介護老人保健施設	◎	
162	人工透析センター	◎	
163	医療保護施設	◎	
164	がん相談支援センター	◎	
(10) 公益上必要な建築物			
165	防災備蓄庫等	◎	
(11) 老人福祉センター等			
166	老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	◎	
168	視聴覚障害者情報提供施設	◎	
169	地域活動支援センター	◎	
170	地域包括支援センター	◎	
(12) 物販店舗等商業施設			
171	携帯電話販売店	◎	
172	レストランウェディング施設	◎	
173	中古自動車オークション会場	◎	
174	大規模複合アミューズメント施設（風営法適用外）	◎	
175	シアターボックス	◎	
176	シミュレーションゴルフ&バー	◎	
177	音楽練習スタジオ	◎	
178	葬祭場、セレモニーホール	◎	
179	戸建型の家族葬（葬儀）施設	◎	
180	スーパー銭湯	◎	
(13) 事務所			
181	自社事務所内の展示ルーム等	◎	
182	時間貸しオフィス（ビジネスレンタルスペース）	◎	
183	中古自動車買取専門店	◎	

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (4/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(14)	工場等		
184	工場等において制限を受ける原動機等	◎	
185	工場における作業場	◎	
186	仕出し屋、学校の給食センター	◎	
187	宅配を主とする弁当屋	◎	
188	植物工場	○	P13【建築物について(2)農業用温室】
189	エンバーミング施設	◎	
190	ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	○	追P20【工場について】
191	物流センター、物流拠点施設	◎	
192	倉庫業を営む倉庫	◎	
193	屋上の自動車車庫	◎	
(15)	動物関連施設		
195	動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	◎	
196	ペットの通信販売業（ネットショッピング等）を営む施設	◎	
197	ペットの繁殖・飼育施設	◎	
198	ペット用品販売店	◎	
199	ペットカフェ	◎	
200	老犬・老猫ホーム	◎	
2-3	容積率		
201	容積率を算定する場合の前面道路	◎	
202	住宅及び老人ホーム等の地階に係る容積率不算入	◎	
206	共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	◎	
207	共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	◎	
2-4	建築物の敷地面積		
208	所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用できる範囲	◎	
2-5	外壁後退		
209	外壁後退の対象	◎	
210	外壁後退の緩和に係る長さの測り方	◎	
2-6	高さ制限		
211	行止り道路	◎	
213	屈折道路	◎	
214	T字型道路	◎	
215	幅員が一定でない道路	◎	
216	道路と敷地の間に他の敷地がある場合	◎	
217	建築設備等がある場合の後退距離	◎	
218	2以上の異なる水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い	◎	
222	敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	◎	
223	敷地に地盤面が複数ある場合	◎	
224	斜線制限に関する屋上部分の適用関係	◎	
226	廊下・バルコニー等のパイプ手すり	◎	
2-7	天空率		
227	特殊敷地における適合建築物	◎	
231	入隅敷地等の区域の設定	◎	
232	出隅敷地における区域の設定	◎	
234	隅切り	◎	
235	前面道路が2以上ある場合の区域区分	◎	
240	一の道路の取扱い	◎	
245	算定位置1	◎	
248	算定位置2	◎	
252	高低差がある場合	◎	
255	天空率の算定対象となる建築物の範囲	◎	
256	安全率	◎	
2-8	日影規制		
259	平均地表面	◎	
260	測定線の設定方法	◎	



## 第2

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取  
扱いについて

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (1/4)

防避解説は、下記のとおり取り扱う。

◎：そのままの取扱いとするもの  
○：追加の取扱いが有るもの（備考追P）

ページ	タイトル	取扱	備考
[法第2条]用語の定義			
1	サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定の上の非居室の扱い	◎	
2	建築物相互間の取扱い	◎	
3	附属建築物の取扱い	◎	
4	線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	◎	
5	地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	◎	
6	最上階から数える階数のとり方（耐火性能）	◎	
7	吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	◎	
8	耐火建築物の屋根に設けるトプライトの取扱い	◎	
9	耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	◎	
10	耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）	◎	
11	斜材（筋かい）の耐火被覆の取扱い	◎	
12	1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	◎	
13	高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	◎	
14	耐火構造の外壁に木材・外断熱材等を施す場合の取扱い	◎	
15	耐火構造の屋根の例示仕様について	◎	
16	耐火性能に関する技術基準について	◎	
17	メゾネット型共同住宅内の階段の構造	◎	
18	耐火建築物の主要構造部等	◎	
19	準耐火構造の性能基準について	◎	
20	屋内側防火被覆の取扱い	◎	
21	耐火性能検証法	◎	
22	防火設備とみなすそで壁・塀等	◎	
23	耐火構造の外壁を支持する部材の構造（口準耐1）	◎	
24	外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲（口準耐2）	◎	
25	屋根を不燃材料で造り又はふく構造（口準耐2）	◎	
[法第27条]耐火建築物等			
26	3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	◎	
27	法第27条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	◎	
28	法第27条の対象となる3階建の診療所の取扱い	◎	
[法第34条]昇降機			
29	非常用のエレベーターの設置免除	◎	
30	設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	◎	
31	設置免除に係る法第2条第9の二号口に規定する防火設備の取扱い	◎	
32	非常用のエレベーターの停止階の取扱い	◎	
33	乗降ロビーと屋内との連絡の免除	◎	
34	乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向	◎	
35	乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	◎	
[法第35条]避難施設			
37	法第35条の適用を受ける無窓の居室の範囲	◎	
38	令第116条の2第1項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	◎	
39	令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合	◎	
40	ツインビル等の避難規定上の取扱い	◎	
41	学校のクラブハウスの廊下の幅	◎	
42	直通階段の要件	◎	
43	特別避難階段までの歩行距離	◎	
44	歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	◎	
45	メゾネット型共同住宅の住戸の直通階段までの歩行距離	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (2/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
46	大規模店舗（床面積の合計が1500㎡を超えるもの）の取扱い	◎	
47	避難上有効なバルコニー等の構造	◎	
48	ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舍の寢室の範囲	◎	
49	令第121条第1項第六号イのかつ書きにおける用途の取扱い	◎	
50	令第121条第3項に規定する通常の歩行経路	◎	
51	階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い	◎	
52	避難階段及び特別避難階段の設置免除	◎	
53	地上階と地階の双方に通ずる特別避難階段の取扱い	◎	
54	屋上広場の設置	◎	
55	屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	◎	
56	屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	◎	
57	屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	◎	
58	屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	◎	
59	特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	◎	
60	メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	◎	
61	5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置	◎	
62	避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	◎	
63	2つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	◎	
64	大規模店舗で避難階段が複数ある場合の屋外への出口の幅	◎	
65	屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	◎	
66	階段の踊場等における手すりの設置	◎	
67	屋上広場の面積の取扱い	◎	
[法第35条]排煙設備			
68	令第126条の2第1項本文の解釈	◎	
69	令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）	◎	
70	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）	◎	
71	令第126条の2第1項ただし書第四号（機械製作工場等）	◎	
72	その他（風除室、刑務所等）	◎	
73	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）の部分との区画	◎	
74	吹抜きのある場合の取扱い	◎	
75	個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	◎	
76	防煙区画間の仕様	◎	
77	防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い	◎	
78	可動防煙たれ壁の取扱い	◎	
79	排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い	◎	
80	手動開放装置の取扱い	◎	
81	平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	◎	
82	平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲（住宅等）	◎	
83	平12建告第1436号の第四号ロの適用の範囲（車庫等）	◎	
84	平12建告第1436号の第四号ハ及びニの適用の範囲	◎	
[法第35条]非常用の照明装置			
85	公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い	◎	
86	居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	◎	
87	学校等における非常用の照明装置の設置	◎	
88	ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	◎	
89	地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	◎	
90	開放廊下・開放階段の取扱い	◎	
91	物品販売店舗の店内通路の取扱い	◎	
92	小規模な店舗兼用住宅の取扱い	◎	
93	歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (3/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
94	歩行距離が30mを超える工場の取扱い	◎	
[法第35条]非常用の進入口			
95	非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	◎	
96	共同住宅に設ける代替進入口の特例	◎	
97	屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	◎	
98	非常用の進入口又は代替進入口の配置	◎	
99	代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い	◎	
[法第35条]敷地内の通路			
100	敷地内の通路の取扱い	◎	
[法第35条の2]避難上の安全検証法			
101	火災の発生のおそれの少ない室	◎	
102	階避難安全検証法	◎	
103	居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間	◎	
104	滞留の解消時間	◎	
105	在館者密度	◎	
106	火災成長率	◎	
107	階ごとの検証範囲	◎	
108	ツインビル等の検証方法	◎	
109	全館避難安全検証法	◎	
110	全館煙降下時間	◎	
[法第35条の2]内装制限			
111	調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	◎	
112	電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	◎	
113	内装制限における柱・はり等の取扱い	◎	
114	共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	◎	
[法第36条]階段			
115	屋外階段と屋外避難階段の取扱い	◎	
116	階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	◎	
117	メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	◎	
118	屋外階段の幅及びげきあげ・踏面の寸法等の取扱い	◎	
119	大規模店舗における階段の幅等の取扱い	◎	
120	階段の有効幅員について	◎	
[法第36条]防火区画			
121	大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	◎	
122	用途上やむを得ない場合の取扱い	◎	
123	自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	◎	
124	小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い	◎	
125	自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	◎	
126	避難階からその直上階又は直下階のみに通する吹抜きの範囲	◎	
127	店舗・車庫等付3階建住宅(兼用住宅)の竪穴区画	◎	
128	昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	◎	
129	店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	◎	
130	物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	◎	
131	パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い	◎	
132	はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	◎	
133	防火区画を構成する床・壁の範囲	◎	
[法第36条]界壁等			
134	界壁の範囲及び構造	◎	
135	防火上主要な間仕切壁	◎	
136	間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	◎	
[法第62条]準防火地域内の建築物			
137	木造3階建における0.2m以内の換気窓の設置位置	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (4/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
[法第84条の2]簡易な構造の建築物に対する制限の緩和			
138	簡易な構造の建築物の指定について	◎	
139	簡易な構造の建築物の基準について	◎	
[参考]			
141	防災計画の作成について	-	
142	中央管理室（防災センター）	◎	
143	耐火建築物等の屋根に設ける屋上緑化の取扱い	◎	
144	路地状敷地の非常用の進入口の取扱い	◎	
145	昇降機の昇降路の防火区画について	◎	
155	昇降路防火区画参考図集	◎	
160	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合	◎	
161	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて	◎	
167	クロススクリーン	◎	
168	防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い	◎	
169	ラック式倉庫等の扱い	◎	
171	避難上の安全の検証	◎	

第3

本 編

**既存不適格建築物の移転**

法第3条第2項で既存建築物を移転する場合の規定については、法施行又は適用の際当該建築物の法又はこれに基づく命令若しくは条例に適合している部分（以下、「既存不適格部分」という。）と適合しない部分（以下、「不適格部分」という。）とに別けて考える必要があり、既存不適格部分は、原則として現行基準への適合を求められないが、不適格部分は現行基準への適合が求められる。

なお、既存建築物を敷地外に移転しようとする場合は、令第137条の16第二号により「交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上」支障がないとして特定行政庁の認定を受ける必要があることに留意されたい。

**解説等**

- 法第6条第1項に該当する建築物であれば、確認申請を必要とする。
- 基礎を新設する場合は、当該基礎については現行基準に適合させる必要がある。
- 「延焼のおそれのある部分」への移転は、新たに「延焼のおそれのある部分」となる箇所について適合義務が生じ、防火構造にするなどの検討が必要となる。

**参 考**

**関 連**

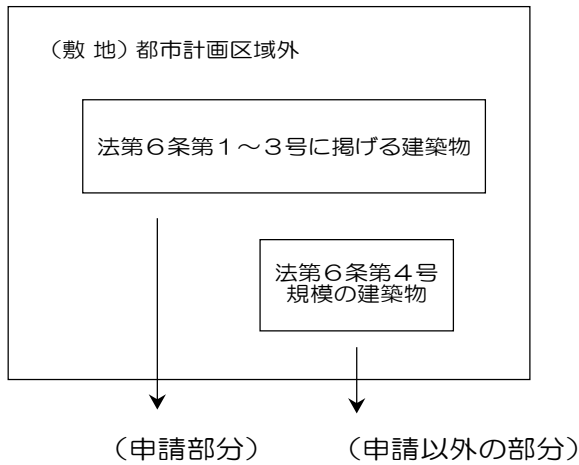
**備 考**

平成31年4月1日公表

**確認申請と手数料について**

1 確認申請

- (1) 確認申請は、都市計画区域内外にかかわらず、「敷地」単位とする。
- (2) 都市計画区域外で法第6条第1～3号に掲げる建築物と用途上不可分である同条第4号規模の建築物を同時に建築する場合の確認申請書については、法第6条第1～3号に掲げる建築物を申請部分とし同条第4号規模の建築物を申請以外の部分とし、記載する。



2 手数料

- (1) 確認申請手数料の床面積は、申請に係る敷地における一の建築物又は用途上不可分の関係にある建築物の申請部分の合計の面積とする。
- (2) 法第86条又は法第86条の2の規定により、一団の土地を一つの敷地とみなす認定を受けた敷地において、複数の棟の建築を一件の確認申請とする場合、確認申請手数料は、各建築物の床面積により算出される手数料の合計の額とする。

**解説等**

<b>参 考</b>	S35通達第2号 質疑応答集P626	
<b>関 連</b>		<b>備 考</b> 平成27年4月1日公表 平成31年4月1日修正

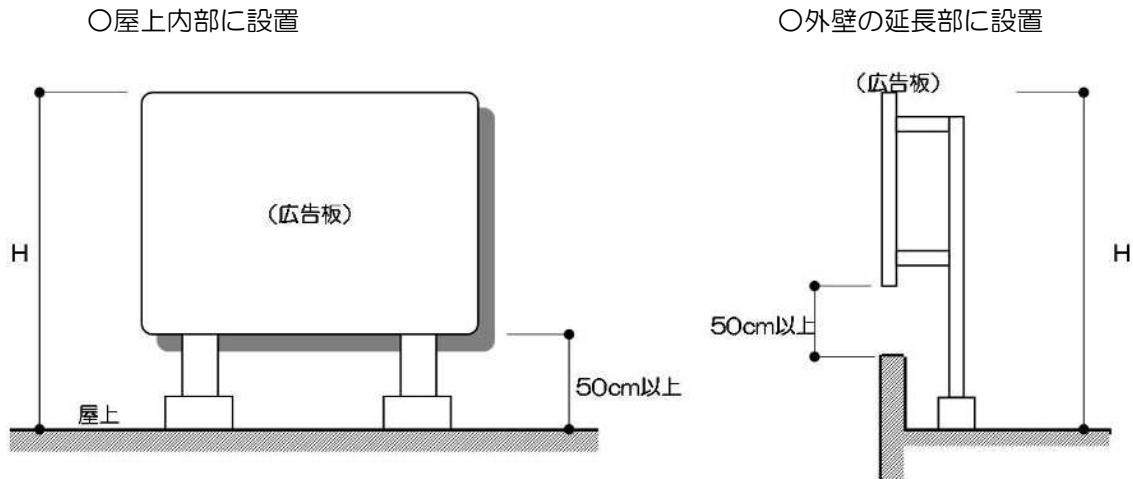


**建築物に設置する広告板について**

建築物の屋上に突出する広告板で次の条件を満たしているものは、工作物として取扱い、満たさない場合は、建築物の一部とする。

- ① 広告板としての目的だけであること。
- ② 広告板と建築物が、物理的に離れていること。（概ね50cm以上とする。）

（例）広告板の高さ（H）と建築物からの離れについて



高さ又は離れについては、屋上面から算定することとするが、外壁（パラペット等）の延長部に設置する場合の離れについては、連続するパラペット等の上部からとする。

**解説等**

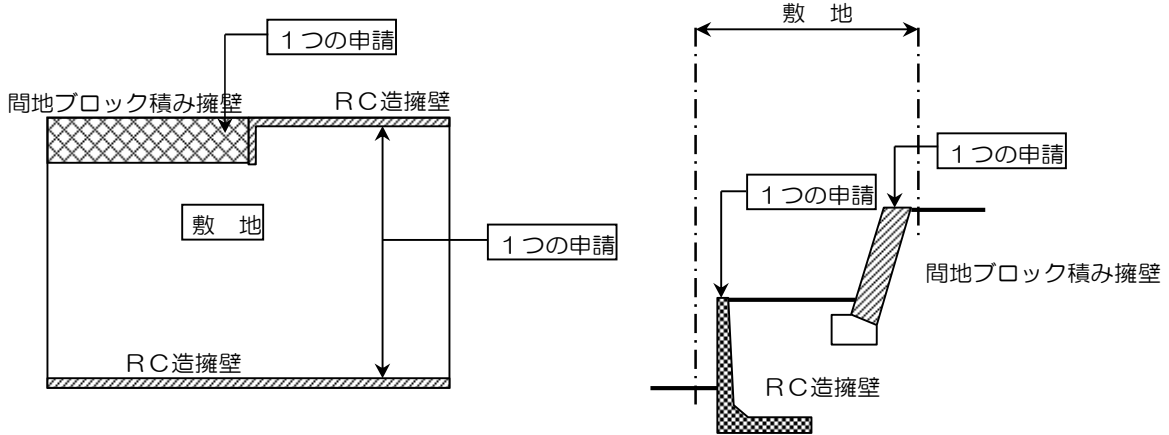
- ・ 広告板を建築物の一部として取り扱う場合の建築物の高さの算定については、令第2条第1項第6号口の「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当する。
- ・ 外壁、目隠し壁、落下防止の手すりを兼ねた広告板は、上記の条件を満たしていないため、建築物の一部となる。

<b>参 考</b>		
<b>関 連</b>	基準総則P059	<b>備 考</b> 平成27年4月1日公表

工作物への準用について

- (1) 工作物の申請は、1つの工作物ごととするが、連続などした工作物の場合の申請は、それらの構造上の独立性や構造種別などで判断する。

(例) 異なる構造種別の擁壁が混在する場合は、構造種別毎に申請する。



- (2) RC造現場打ち擁壁と、宅地造成等規制法施行令第14条に基づく国土交通大臣認定を取得した既製品RC擁壁の構造種別は、異なるものとする。
- (3) 基礎を共有している擁壁は1つの申請とする。ただし、ゴルフ練習場等に設けられる複数のネットの支柱等で、それらが同じ構造等であるものについては、全体で1つの申請とする。

解説等

<p>参考</p>	<p>質疑応答集P626, 昭和35年住指発第16号</p>	
<p>関連</p>	<p>第1(3)工作物の高さ</p>	<p>備考 平成27年4月1日公表</p>

---

**建築物について**

---

- (1) 生コンプラント  
 屋根及び柱若しくは壁を有するもので、作業員等が当該施設内部において作業（メンテナンスを除く。）を行うものは、建築物である。  
 ただし、当該施設内部に操作室などを有しない又は遠隔操作により稼働する施設は工作物である。
- (2) 農業用温室  
 屋根及び壁を有する温室は、建築物である。  
 ただし、屋根をビニールなどで覆い、それらが取りはずし自由である場合は、建築物ではない。
- (3) 炭焼窯  
 茶室、あづまやその他これらに類するものは、建築物である。

---

**解説等**

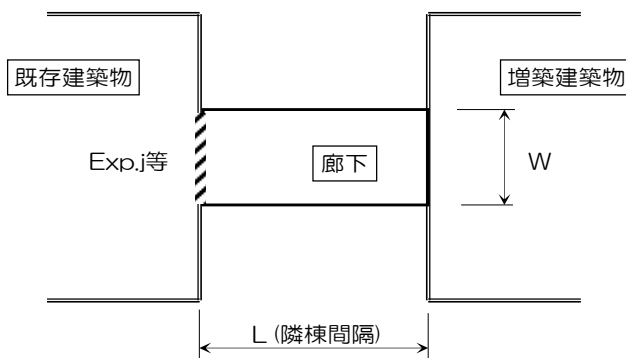
---

<b>参 考</b>		
<b>関 連</b>	基準総則P012~015, P026	<b>備 考</b>
		平成27年4月1日公表 令和3年9月1日修正

床面積のない廊下で接続する建築物に係る「一の建築物」について

次の条件を満足する床面積のない廊下で接続する建築物は、一の建築物としない。

- (1) 吹きさらしの廊下で接続する。
- (2) 廊下の幅員は床面で4m未満とする。
- (3) 隣棟間隔は、廊下の幅員以上とする。
- (4) それぞれの建築物はエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法により廊下と接続させる。
- (5) 廊下の主要構造部は不燃材料とする。



解説等

吹きさらしの廊下は、昭和61年通達第115号「床面積の算定方法について」による。(基準総則P073)

<b>参 考</b>	H19.12建築課通知 「一の建築物」について	
<b>関 連</b>	基準総則P045	<b>備 考</b> 平成27年4月1日公表

---

**面積算定における小数点について**

---

- (1) 面積算定時の小数点以下については下記のとおりとする。
- ①各階の床面積は、小数点以下2位までとし、3位以下を切り捨てる。(単位は平方メートル)
  - ②延べ面積は、①で算定した各階の床面積の合計とする。
  - ③その他の面積についても、小数点以下2位までとし、3位以下を切り捨てる。(単位は平方メートル)
- (2) 建ぺい率及び容積率は、小数点以下2位までとし3位以下を切り上げる。(単位はパーセント)

---

**解説等**

---

<b>参 考</b>	S41住指発第87号	
<b>関 連</b>		<b>備 考</b> 平成27年4月1日公表

工作物の高さについて

各工作物の高さは以下のとおりとする。

- (1) 風車は、回転翼（ブレード）の最大の長さとする。（図1）
- (2) 可動式の鉄塔は、可動部と固定部を含めた高さとする。（図2）
- (3) 携帯電話等のアンテナ鉄塔に設けられるアンテナ部は、構造耐力上主要な部分（鉄柱）に与える応力が軽微であれば高さに含まない。（図3）

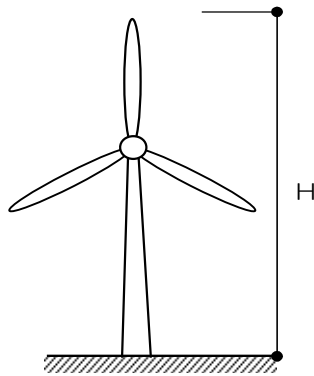


図1

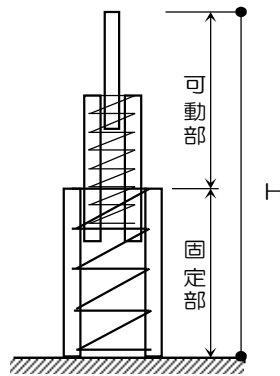


図2

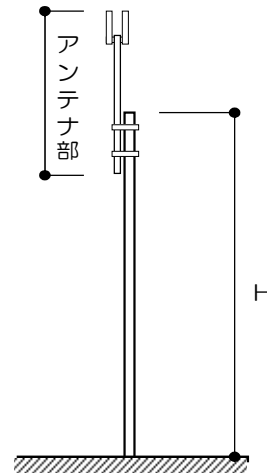


図3

解説等

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備のうち、一定の要件を満たすものは国の技術的助言により建築物の高さに算入されない。（基準総則P101参照）

参 考	
関 連	
備 考	平成27年4月1日公表

---

**吹きさらしの廊下について**

---

外気に有効に開放されている屋外廊下については、基準総則P074「吹きさらしの廊下」により、この場合のLaは50cm, Lbは1mとする。

なお、外気に有効に開放されている部分の取扱いに関し、住戸の扉・窓の前面に設けられた目隠しや、風防スクリーンについては、プライバシーの保護や風雪の吹き込みを防ぐために必要と認められる範囲のものであれば、外気に有効に開放されているとみなす。

---

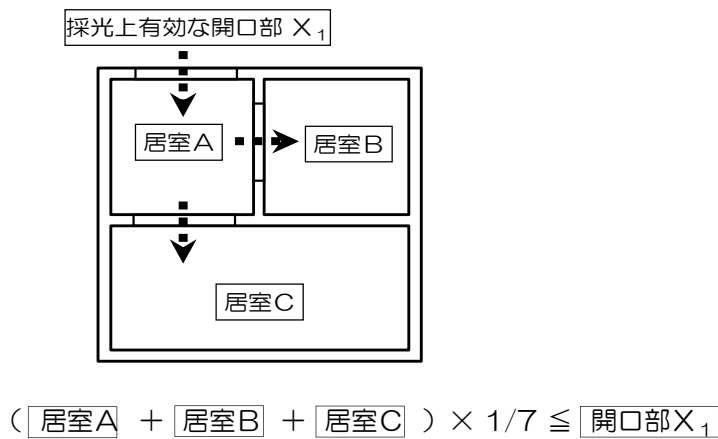
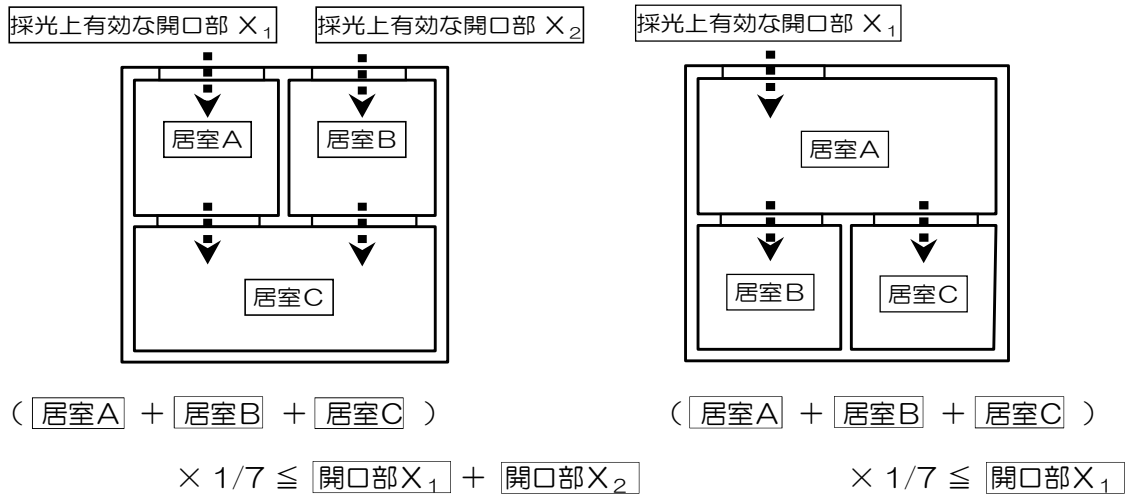
**解説等**

---

<b>参 考</b>	床面積の算定方法の解説(建設省住宅局建築指導課監修)		
<b>関 連</b>	基準総則P073 (吹きさらしの廊下)	<b>備 考</b>	平成27年4月1日公表

採光における2室を1室とみなす規定の適用について

下図のような3室が接続されている場合、居室(A) + (B) + (C) について開口部X1 (又はX1 + X2) で有効であれば、2室とみなして法第28条第4項の規定を準用する。  
 なお、接続する居室間の開口部については、1間以上の随時開放が出来るふすま・障子等とする。



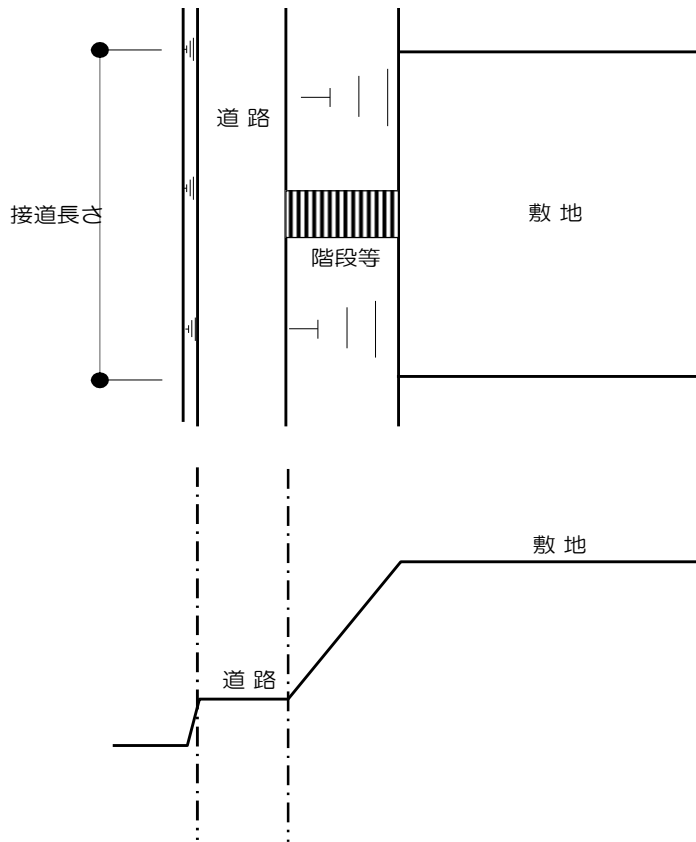
解説等

参 考	
関 連	基準総則P117
備 考	平成27年4月1日公表



敷地の接道長さについて

敷地と道路に高低差がある場合の敷地の接道長さは, 下図による。



※ 道路に通じる階段, 傾斜路などを設ける

解説等

県条例第20条から第22条に規定する接道(接道長さ4m等)についても同様である。

令第128条(敷地内の通路), 第128条の2(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路), 条例第8条, 第15条の4にあっては, それぞれの有効幅員の敷地内通路が必要である。

<p>参考</p>	<p>質疑応答集P3917</p>	
<p>関連</p>	<p>基準総則P122~125</p>	<p>備考 平成27年4月1日公表</p>

**工場について**

工場については、次のとおりとする。

- (1) 屋根を有する屋外洗車施設は、原動機を使用する工場に該当し、また、空気圧縮機（コンプレッサー）を使用する作業場にも該当する。  
 屋根を設けていない屋外洗車施設は、作業場の床面積として制限は受けないが、空気圧縮機の出力については、敷地単位で制限を受ける。
- (2) コピー機で印刷することを専業とする建築物は工場に該当する。
- (3) 自動車修理工場内に設けられる部品等を保管する倉庫やそれらを管理する室などで、作業場と間仕切壁等で明確に区画されている場合は、作業場としない。
- (4) クリーニング店（クリーニング取次店を除く。）は、工場に該当する。

**解説等**

- 工業高校、工業試験場、機械工養成所など生産を目的としない作業を行う建築物については、業態が一部類似していても工場ではない。
- 上記(3)において、区画された部分について、管理、利用形態等により、令第112条第12項、同条第13項又は県条例第18条の規定に基づく異種用途区画等が必要となる場合がある。

<b>参 考</b>			
<b>関 連</b>	基準総則P184～191	<b>備 考</b>	平成27年4月1日公表

---

**ガソリンスタンド（給油取扱所）の用途について**

---

ガソリンスタンド（給油取扱所）の用途は、危険物の貯蔵場（貯蔵タンクが工作物である場合は除く）又は処理場に該当し、物品販売業を営む店舗にも該当する。

床面積が50㎡を超える作業場や、車検のための整備が可能な機能を有するガソリンスタンドは、自動車修理工場に該当する。

ただし、ガソリン等の販売だけでなく、小規模に行う洗車、点検等（タイヤ交換やオイル交換等を含む。）のサービスのための作業場（原動機を使用する場合を含む）は、自動車修理工場に該当しない。

---

**解説等**

---

<b>参 考</b>	
------------	--

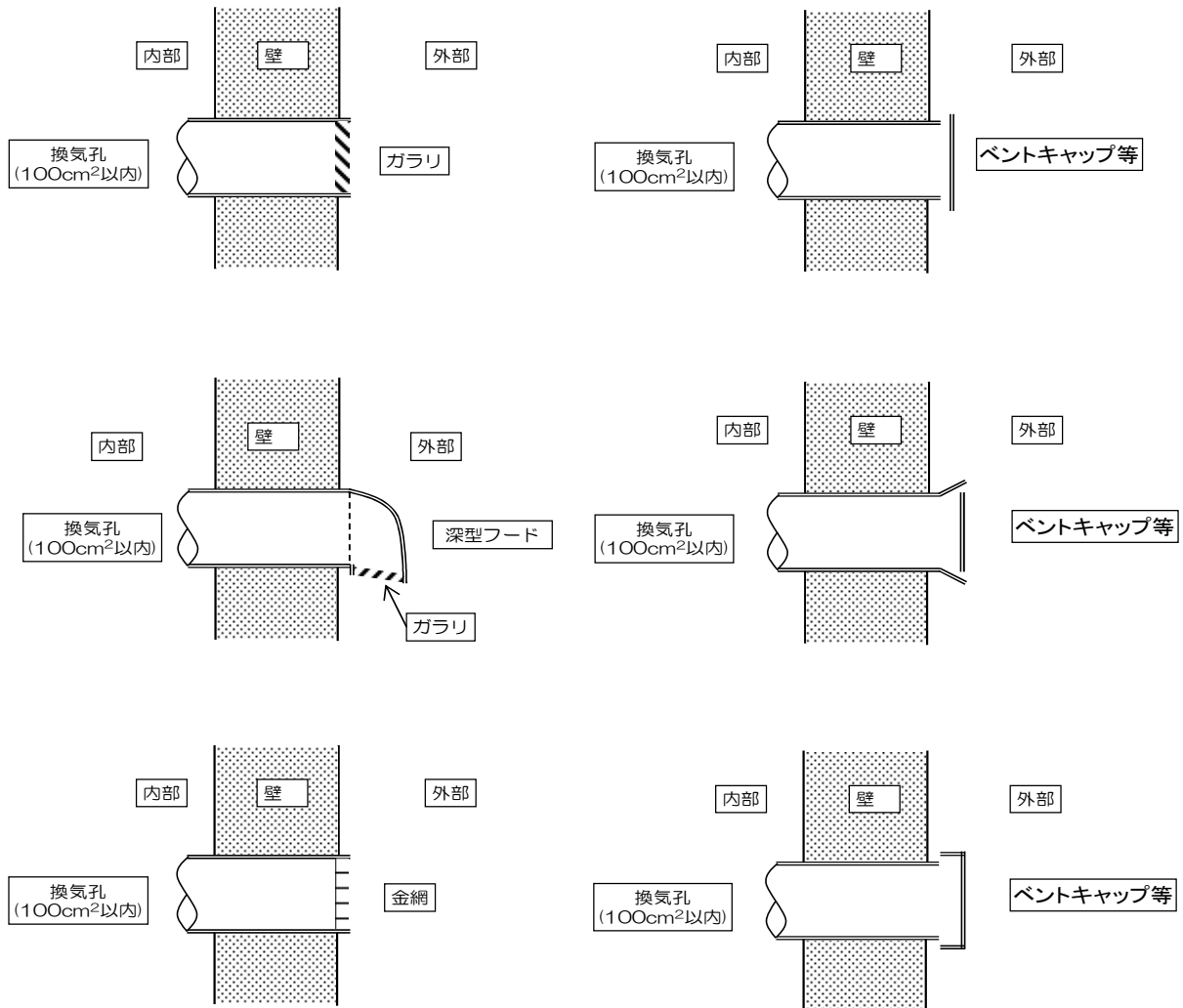
<b>関 連</b>	
------------	--

<b>備 考</b>	平成27年4月1日公表
------------	-------------

外壁の延焼のおそれのある部分に設ける特定防火設備について

延焼のおそれのある部分にある外壁に，換気ダクト等の開口部に次の形状，材質の防火覆いを設ける場合は，平成12年建設省告示第1369号第1第六号に規定する防火設備とみなす。

- (1) 下図に示す形状であること。
- (2) 材質については，スチール，ステンレス又はアルミニウム（厚さ1.2mm以上）であること。



※金網の場合は，換気口の高さが地面から1m以下で網目2mm以下のものに限る。

解説等

参 考	建築設備設計・施工上の運用指針2013版 P.70～71
関 連	
備 考	平成31年4月1日公表

窓その他の開口部を有しない居室等について

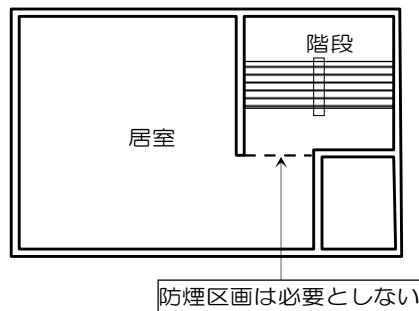
令第116条の2第1項では、「政令で定める窓その他の開口部を有しない居室」が定義されており、このうち同項第二号では、排煙上有効な開口部を有する居室は「開放できる部分（天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る）の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50以上のもの」とされている。

この「令第116条の2第1項第二号」の開口部と、「令第126条の3」の自然排煙設備の排煙口について整理したものが下表である。

表 窓その他の開口部と自然排煙設備の排煙口の対比

開口部等	開口面積	位置	手動開放装置	開放状態	防煙区画
令第116条の2第1項第二号	床面積の1/50以上	天井又は天井から下方80cm以内の部分	—	—	— 下図※
令第126条の3	床面積の1/50以上	天井又は壁の上部（天井から80cm以内で、かつ、防煙壁のたけ範囲内の部分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁に設けるとき →床面から80cm以上1.5m以下</li> <li>天井から吊り下げるとき →床面から1.8m程度</li> </ul>	常時閉鎖	500㎡以内 ごとに、防煙壁で区画

※ 図 居室と階段が接している場合の令第116条の2の適用



なお、居室の屋外に面する部分に設ける出入り口の戸（天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。）については、令第116条の2第1項に規定する「窓その他の開口部」に該当するものとして取り扱う。

解説等

- 令第116条の2第1項第二号の「排煙上有効な開口部」の規定は、令第126条の3の「排煙設備」の規定と混同されやすいため、注意が必要。

参考

関連

防避解説P73

備考

平成31年4月1日公表

無窓の居室を区画する主要構造部について

法第35条の3の規定に基づき居室を区画する主要構造部は、原則としてその居室を区画する間仕切壁、柱、床、梁及び屋根とする。

ただし、仕上げ材を含めた構成材を不燃材料とした天井とする場合は、当該天井を上階の床又は屋根と読み替えるものとする。

なお、耐火建築物における当該間仕切壁については、下地及び仕上げが不燃材料で造られていれば、耐火構造としなくても支障ないものとする。

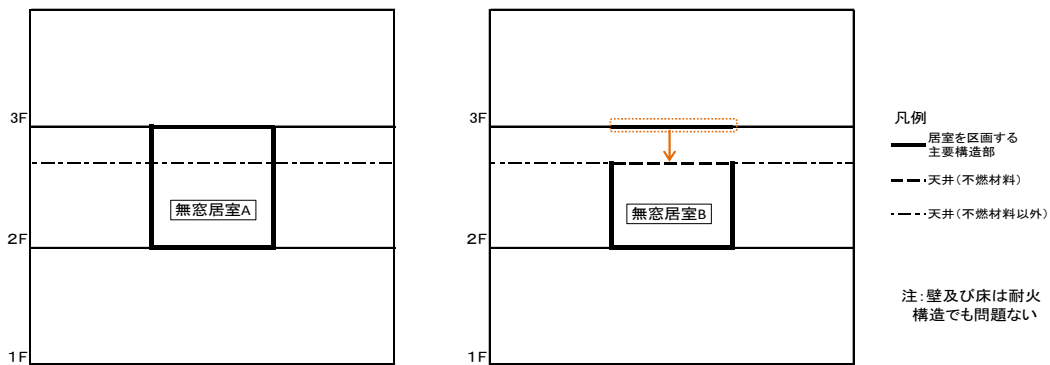


図1: 居室を区画する壁及び床を不燃材料とする場合

図2: 居室を区画する壁、床及び天井を不燃材料とする場合

解説等

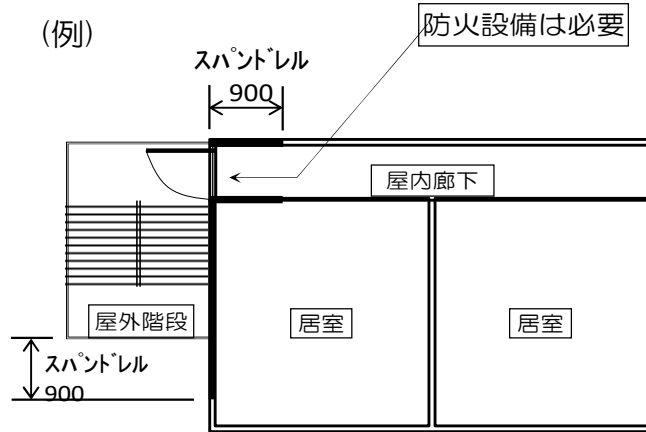
・主要構造部の定義は、法第2条第1項第5号に規定されているが、「構造上」とは、防火上の観点であり構造耐力上重要ではない区画を構成する間仕切壁等も「構造上」重要な間仕切壁等に該当する。

・耐火構造の壁について、壁の下地及び耐火性能を要求される側の片側仕上げのみの内容で国土交通大臣の認定を取得しているものがあるが、この工法を用いる場合、反対側（無窓居室で無い側）の壁仕上げについては、当該無窓居室の用途等から判断して、相応の耐火等性能を求めることがあるので留意すること。

参 考	質疑応答集P.241
関 連	
備 考	平成31年4月1日公表

たて穴区画における屋外階段について

令第112条第9項の規定では、「階段の部分」と「その他の部分」との区画を規定しており、「その他の部分」が屋内部分であれば「階段の部分」との区画が必要になる。



屋内から屋外階段へ通じる扉は、同条第14項第2号に規定する防火設備とする必要がある。  
 この場合、同条第10項に規定するスパンドル部分も防火区画が必要となる。

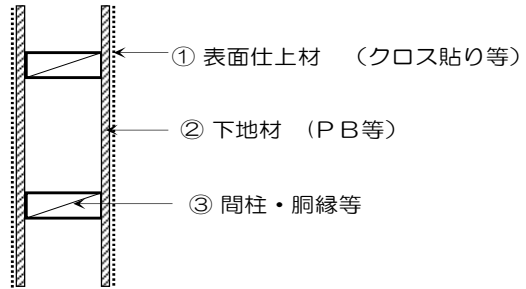
解説等

参 考	
関 連	備 考 平成27年4月1日公表

防煙壁の構造について

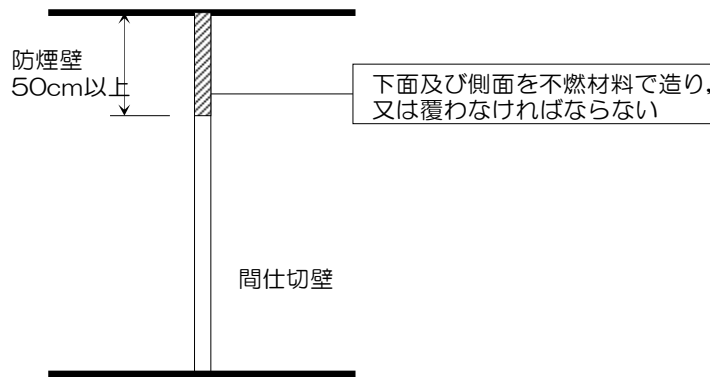
令第126条の2第1項本文中に規定されている防煙壁の構造については、次のとおりとする。

- (1) 「不燃材料で覆う」とする場合  
①表面仕上材を不燃材料とする。
- (2) 「不燃材料で造る」とする場合  
壁を構成する①表面仕上材，②下地材及び③間柱等を不燃材料とする。



- (3) 間仕切壁で区画する場合はその全てを不燃材料で造り，又は覆わなければならないが，たれ壁として設ける間仕切壁であれば，防煙壁に有効な部分以外はこの限りではない。

(例) 間仕切壁の一部を防煙壁とする場合



- (4) クロス貼り等で下地材の材料が指定されている場合は，②下地材はそれに応じた材料とする必要がある。

解説等

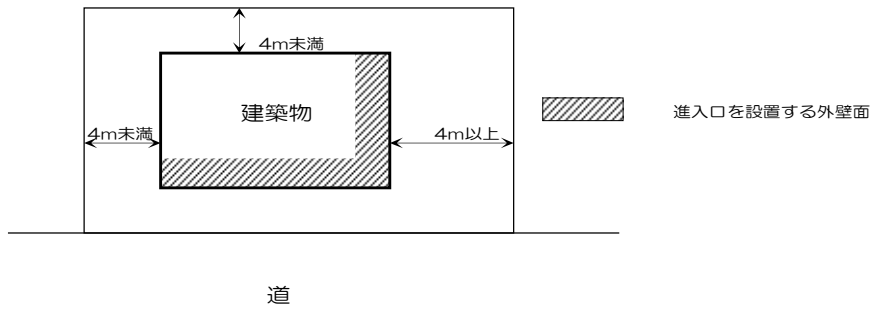
RC造（不燃材）のたれ壁で仕上を不燃材料以外（準不燃クロス等）でしたものは，上記(1)～(4)にかかわらず，「不燃材料で造りまたは覆われたもの」に該当する。

参 考	
関 連	防避解説P77, P184
備 考	平成31年4月1日公表

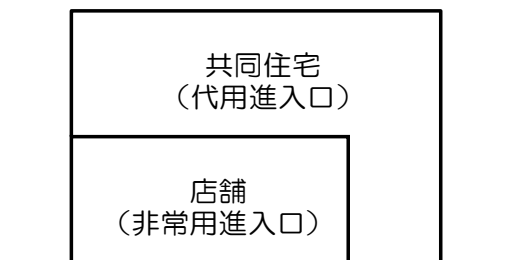


非常用の進入口の混用等について

建築物が道及び道に通ずる幅員4m以上の通路に面する場合、非常用の進入口はそのどちらかの外壁面に設置すればよい。



同一階の同一外壁面における非常用の進入口と代用進入口は、下図のように避難経路が用途ごとに異なる場合や、平面計画が明確であり進入口から当該階の各部分に容易に到達できる場合は、混用できる。



解説等

<p>参考</p>	<p>防避解説講習会2005 Q &amp; A</p>
<p>関連</p>	<p>備考 平成27年4月1日公表</p>

**木造共同住宅等の木造階段裏の仕上げについて**

木造の階段裏が使えない袋状であっても、県条例第7条の規定に基づき、階段裏を難燃材料以上で仕上げなければならない。

ただし、階段裏の空間が準耐火構造の壁で囲われていて、用途が無い場合は適用しない。

**解説等**

**参 考**

**関 連**

**備 考**

平成27年4月1日公表

RC造でAw=0（壁量0）となる場合の構造計算について

$$\begin{aligned} \Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c &\geq ZW_{Ai} && \text{(ルート1)} \\ \Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c &\geq 0.75ZW_{Ai} && \text{(ルート2-1)} \\ \Sigma 1.8\alpha A_w + \Sigma 1.8\alpha A_c &\geq ZW_{Ai} && \text{(ルート2-2)} \end{aligned}$$

上記式の安全性は、耐力壁を有する建築物の被害事例に基づき検証されており、その観点からAw=0となるような建築物に適用することは技術的に適当でない。

なお、そで壁付のそで壁は、そで壁の幅が45cm以上で、かつ、開口高さの30%以上の場合にはAwとして取扱うことができる。

解説等

<b>参 考</b>	ICBA構造関係基準に関するQ & A No.21, No.64
------------	----------------------------------

<b>関 連</b>	H19国交告第593号第2号イ(1)：ルート1 H19国交告第1791号第3第1号イ：ルート2-1 H19国交告第1791号第3第2号イ：ルート2-2	<b>備 考</b>	平成31年4月1日公表
------------	---	------------	-------------

**積載荷重の大きな用途に供する建築物について（S造ルート1-2不可）**

屋上部分の積載荷重が，令85条第1項（は）欄に相当する数値として1,200N/m<sup>2</sup>以上になっている建築物には鉄骨造構造計算ルート1-2は認めない。

ただし，2階以下の部分の積載荷重についてはこの限りでない。

**解説等**

H19.6.20付国住指第1335号2(1)において，H19国交告593号第1号本文に規定する「積載荷重の大きな用途に供する建築物」とは，屋上の積載荷重について令85条第1項の表中(は)欄の数値として1,200N/m<sup>2</sup>以上と定められている。

<b>参 考</b>	H19国住指第1335号（技術的助言） 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書P.354
------------	--

<b>関 連</b>		<b>備 考</b>	平成31年4月1日公表
------------	--	------------	-------------

**鉄骨ブレース構造における柱はりの幅厚比規定について**

鉄骨造ルート2の構造計算において、ブレース構造の柱はりであっても幅厚比の規定は適用する。

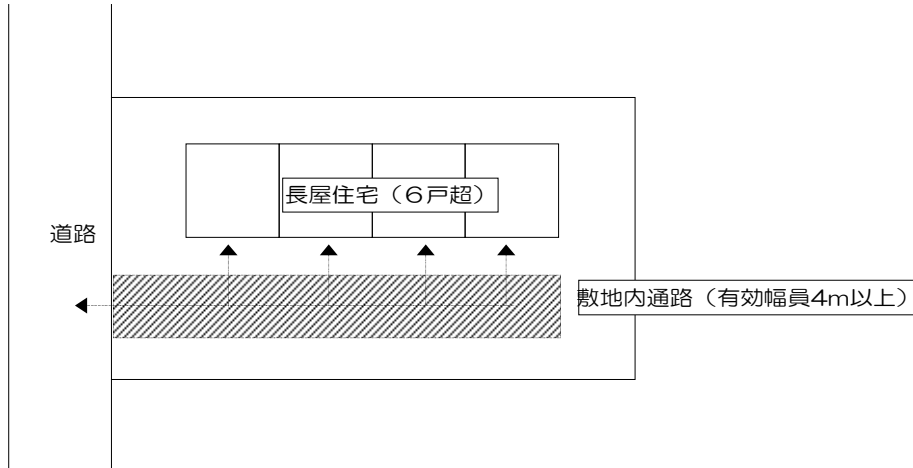
**解説等**

構造計算を行うときに純ブレース構造と仮定したとしても、すべての柱及びはり部材の両端が完全なピンとなっているとは考えにくく、地震力によってある程度の曲げモーメントが生ずる可能性が高いため、一般にはブレース構造の柱はりであっても幅厚比規定が適用される。

<b>参 考</b>	S55建告1791号第2第四号 ICBA構造関係基準に関するQ & A No.32, No.71		
<b>関 連</b>		<b>備 考</b>	平成31年4月1日公表

出入口が道路に面していない長屋について

県条例第8条第2項(1)の規定による「主要な出入口が道に面しない」長屋において、4m以上の有効幅員を有する専用通路が長屋の各玄関口まで通じたものであれば、「主要な出入口が道に面している」とする。



解説等

参考

関連

備考

平成27年4月1日公表

共同住宅等の構造について（その1）

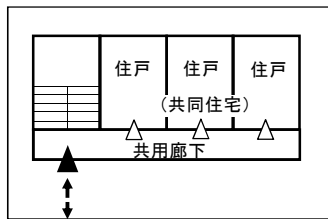
県条例第8条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 「主要な出入口」について
  - ・ 共同住宅、寄宿舎にあっては、各住戸の玄関又は共用の玄関、廊下、階段等の出入口をいう。
  - ・ 長屋にあっては、各住戸の玄関とし、アルコーブやポーチへの出入口を含む。  
ただし、重層長屋などで階段のみにより、地上に達するものにあっては、その階段の昇降口を主要な出入口とみなす。
- (2) 「道に面して」について
  - ・ 主要な出入口から直線的に道へ通じているもので、主要な出入口と道の間に障害物（駐車場を含む）や段差がなく避難及び通行の安全上支障のない場合をいう。
  - ・ 敷地内の空地（幅員が4m以上で道まで有効に接続するもので、専用通路又は駐車場車路等で避難及び通行の安全上支障がないものに限る。）が主要な出入口まで通じている場合は、「道に面して設けている」とみなす。
- (3) 「道」について
  - ・ 都市計画区域内にあっては、法第42条に規定する道路、法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道、同項第2号の規定による許可に係る空地等をいう。

（参考）主要な出入口と道との関係

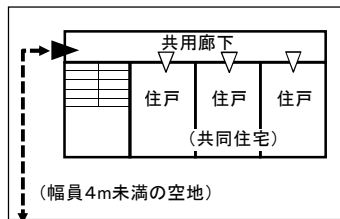
▲: 主要な出入口  
 ←→: 避難経路  
 △: 住戸の出入口

○ 道に面している例



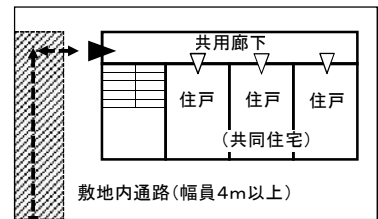
道

○ 道に面していない例



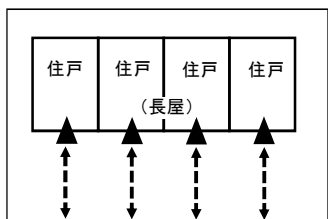
道

○ 敷地内通路に通じ道に面している例



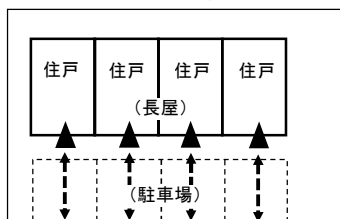
道

○ 道に面している例



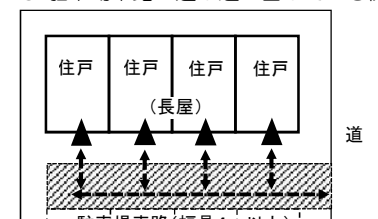
道

○ 道に面していない例



道

○ 駐車場車路に通じ道に面している例



道

解説等

県条例第8条第1項は、共同住宅等における災害発生時の避難経路を確保するために、主要な出入口を原則として、道に面して設けなければならないことを規定したものである。

参 考	
関 連	
備 考	令和5年2月15日公表

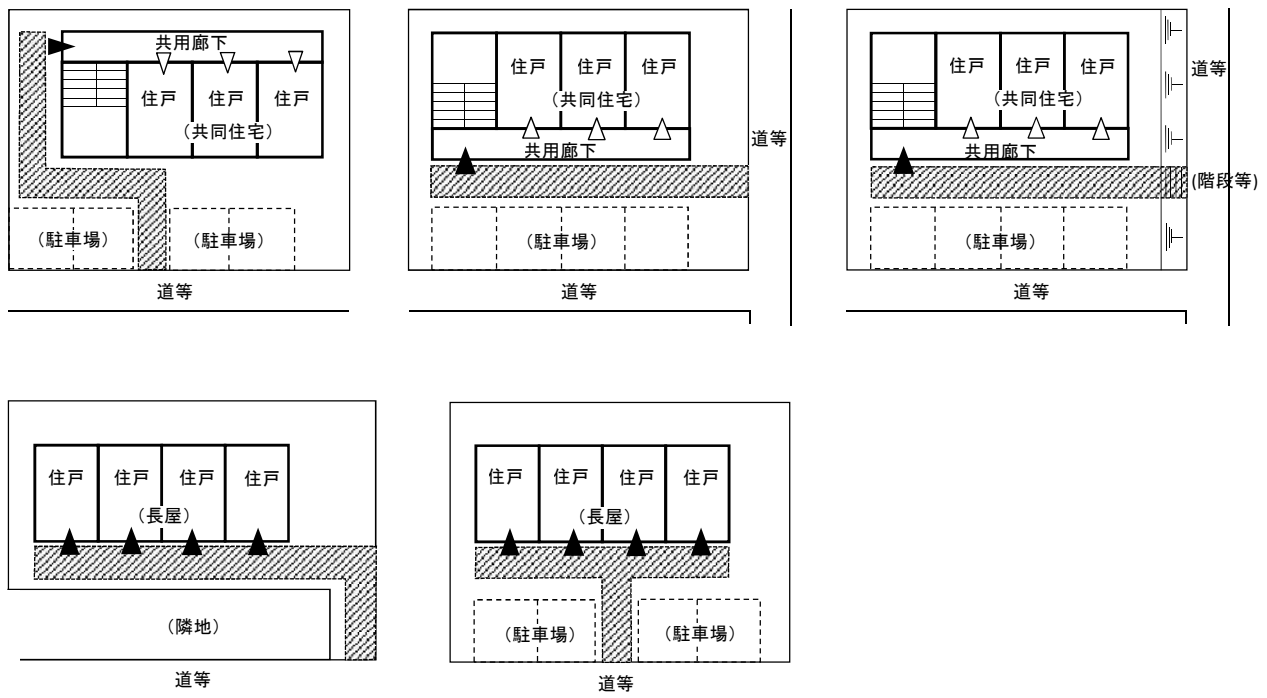
共同住宅等の構造について (その2)

(3) 「安全上支障のない」について

- 県条例第8条第1項第2号の規定にあっては、主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）に通ずる敷地内通路で、障害物や段差がなく、人が通行可能な有効幅員1.5m以上が確保されていることが必要である。
- 県条例第8条第1項第2号の規定に基づき敷地内通路（2）に示す幅員が4m以上の敷地内の空地を除く。）を設ける場合は、同条第2項第1号の規定による「主要な出入口が道に面しない」ものとなる。

(参考) 安全上支障がない場合の例

▲: 主要な出入口  
 △: 住戸の出入口  
 [斜線]: 敷地内通路(幅員1.5m以上)



解説等

参 考	
関 連	
備 考	令和5年2月15日公表



第4

資料編

中間検査について

下記1.の建築物については、2.の特定工程時（2階床配筋完了後）に中間検査を行うこととなっており、中間検査合格証の交付後でなければ3.特定工程後の工程を施工してはならない。

1. 中間検査が必要な建築物の構造、用途及び規模

- ① 階数が3以上である共同住宅（法第7条の3）
- ② 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの（鹿児島県告示）

【参考】法別表第1(イ)欄

(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 等
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎 等
(3)	学校、体育館 等
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場 等

2. 指定する特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

※ 増築については、増築部分が上記に該当する場合、中間検査の対象となる。

3. 指定する特定工程後の工程

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

4. 適用の除外

1.②の建築物のうち、次に掲げる建築物については中間検査が不要である。

- ① 平成19年8月10日以前に確認申請又は計画通知がなされた建築物
- ② 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- ③ 法第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）の適用を受ける建築物

解説等

中間検査制度については「鹿児島県建築物中間検査マニュアル」を作成しているので参照されたい。

参 考	鹿児島県建築物中間検査マニュアル H19.7.10鹿児島県告示第1104号, H24.8.7鹿児島県告示第922号, H29.8.1鹿児島県告示第849号	
関 連		備 考 平成27年4月1日公表

用途地域の指定のない区域内の容積率・建ぺい率・高さの指定について

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率、および建築物の各部分の高さの限度を次のように定めている。

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3(に)欄の5の項の規定により定める数値
	容積率	建ぺい率	隣地高さ勾配係数	道路高さ勾配係数
国分都市計画区域の一部(霧島市) (※1)	300%	70%	2.5	1.5
国分都市計画区域の一部(霧島市) (※2)	200%	60%	1.25	1.25
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(上記以外の区域)	400%	70%	2.5	1.5

○告示に掲載されている地番(告示された当時の地番)

- ※1 国分都市計画区域のうち、国分市大字府中字土器川原及び字鼻面の各一部並びに府中町の一部並びに大字向花字下土器川原、字江後及び字天神坊の全部並びに中央三丁目の一部並びに大字野口字東川原の一部並びに野口東の一部
- ※2 国分都市計画区域のうち国分市大字府中字鶴川原及び字松元水流の各一部並びに府中町の一部並びに大字野口字高見堂の全部及び字東荒野の一部並びに大字松木字宮畑、字宮ノ後、字加治木畑及び字向川原の全部並びに字西越倉の一部並びに中央五丁目の一部並びに大字福島字曾小川、字中川原、字樋ノ本、字丸池及び字塩入川原の全部並びに字古川、字新田、字本川、字宮前及び字山下の各一部並びに大字上小川字市ノ丸、字本池、字高田及び字池ノ上の全部並びに字上川原の一部並びに大字広瀬字羽子田、字高岸、字垂口、字北塩入及び字南塩入の全部並びに字町ノ後、字塩入及び字川原の各一部並びに中央六丁目の一部並びに広瀬二丁目の一部

(地番は随時変遷していくため、区域については霧島市へご確認ください。)

解説等

参 考

H16.3.30鹿児島県告示第732号, H16.5.11鹿児島県告示第951号, H21.7.28鹿児島県告示第869号

関 連

備 考

平成27年4月1日公表

**機械室その他これに類する部分の容積率緩和の許可基準について**

建築物における省資源や省エネルギー等，地球環境への配慮が求められている昨今，積極的に省エネ施設導入に取り組んでいく必要があると考え，省エネ施設を設置する部分について，第52条第14項第1号の規定に基づく容積率緩和の許可基準を制定している。（平成21年4月1日施行）

容積率の緩和は，下記施設の要件を満たす部分について行うものとし，法第52条第1項から第9項に従い計算した容積率の1.25倍を限度とする。

適用にあたっては，特定行政庁の許可（要建築審査会同意）を受ける必要がある。

**1.対象となる施設**

- (1) 中水道施設
- (2) 地域冷暖房施設
- (3) 防災用備蓄倉庫
- (4) 消防用水利施設
- (5) 電気事業の用に供する開閉所及び変電所
- (6) ガス事業の用に供するバルブステーション，ガバナーステーション及び特定ガス発生設備
- (7) 水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設
- (8) 第一種電気通信事業の用に供する電気通信交換施設
- (9) 発電室
- (10) 大型受水槽室
- (11) 汚水貯留施設
- (12) コージェネレーション施設
- (13) 鉄道の用に供する停車場，開閉所及び変電所
- (14) 駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路，階段，傾斜路，昇降機その他これらに類するもの
- (15) 太陽光発電設備，燃料電池設備，自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムその他これらに類するもの

**2.要件**

- (1) 上記施設を設置することにより，機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きいと認められること。
- (2) 対象施設を利用する期間が短くないこと。
- (3) 対象施設にあつては，本来の用に供する部分（当該施設の管理用事務室等人が常駐する部分及びこれに付属する部分を除く。）であり，設備にあつては，当該設備以外を含まない部分であること。
- (4) 原則として，壁等によって建築物の他の部分から独立した区画であること。
- (5) 建築計画において，対象施設の配置が次の各号の要件を満たすこと。
  - ア. 災害時における避難及び消防活動に支障がないこと。
  - イ. 延焼のおそれのある部分にあつては，防火上有効な措置が施されていること。
  - ウ. 騒音，振動，臭気等によって周辺環境に著しい影響を及ぼさないこと。
- (6) 計画建築物が容積率緩和許可を受けていることについて，その所有者等に周知を図ること。また，緩和の対象となった部分の見やすい位置に当該許可を受けていることを明示し，適切に維持管理を行うこと。

**解説等**

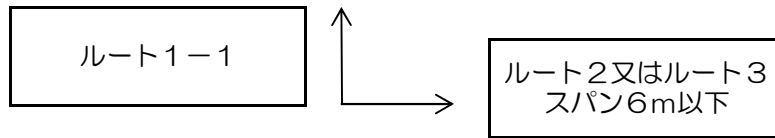
本許可基準による容積率の緩和は，令2条第1項第4号(同条第3項)の規定による備蓄倉庫等の床面積から除外する限度の規定及び低炭素建築物の認定による蓄電池設備等の容積率不算入の規定と合わせて適用することができる。

<b>参 考</b>	H21.3.10制定 容積率緩和の許可基準（建築基準法第52条第14項第1号） 鹿児島県土木部建築課		
<b>関 連</b>	令2条第1項第4号及び同条第3項 低炭素建築物認定制度	<b>備 考</b>	平成27年4月1日公表

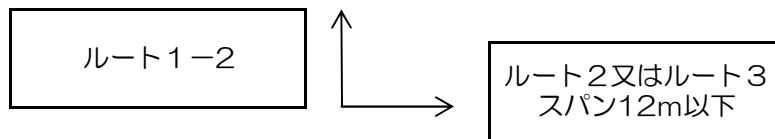
構造計算の各方向別の適用について

構造計算の各方向別の適用については、H19国交告第1274号及びH27国交告第189号に規定されており、適用できる組合せは下記のとおりである。

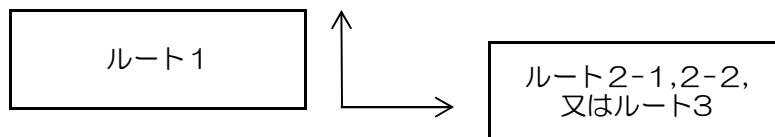
- (1) S造 地階を除く階数3以下 高さ13m以下及び軒の高さ9m以下



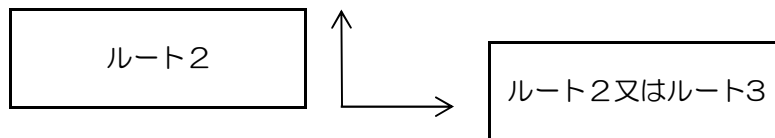
- (2) S造 地階を除く階数2以下 高さ13m以下及び軒の高さ9m以下



- (3) RC造・SRC造 高さ20m以下



- (4) 高さ31m以下



※ いずれもルート3の計算による仕様規定の適用除外はできない。

解説等

H27国交告第189号において、適用する構造計算は原則として建築物ごとに判断するとなっているが、ただし書きにより高さ31m以下であれば、ルート2と方向別ルート3の適用が可。（ルート3仕様規定除外はできない）ルート1を適用出来る場合とは、法第20条第3号・令第81条第3項に該当する建築物（→両方向ルート1の条件を満足しなければならない）である場合に限られるため、同技術的助言ではルート1と「ルート1を適用できない方向のルート2又はルート3」の方向別適用はできない。

H19国交告第1274号により、ルート1と方向別のルート2の適用が可。（鉄骨はスパン制限あり）

また、H27国交告第189号により、ルート2はルート3としてもよいため、結果として、ルート1とルート2又はルート3の適用が可（鉄骨はスパン制限あり）。

なお、ルート1-1と「ルート1-1を適用できない方向のルート1-2」の方向別適用はできない。

<p>参 考</p>	<p>H27国交告第189号, H19国交告第1274号 建築構造審査・検査要領2016(運用解説編)P170~173</p>
<p>関 連</p>	<p>備 考 平成31年4月1日公表</p>

鉄骨造の畜舎告示 (H14国交告474号) の適用について

鉄骨造の畜舎等における畜舎告示 (H14国交告第474号) の適用にあたっては, 同告示第3第1項第5号の規定により, S55建告1791号第2に定める構造計算を行う必要がある。

鉄骨造畜舎等におけるルート適用

(参考)

	ルート1-1	ルート1-2	畜舎告示	ルート2	ルート3
スパン	6m以下	12m以下	15m以下	-	-
最高高さ, 軒の高さ	高さ13m以下, 軒の高さ9m以下			高さ31m以下	-
面積	500㎡	500㎡ (平屋3,000㎡)	制限無し	-	-
階数	3以下	2以下	1のみ	-	-
標準せん断力係数 (C <sub>0</sub> )	0.3	0.3	0.2	0.2	一次0.2 保有1.0
塔状比	-	-	○	○	△ (転倒検討)
層間変形角	-	-	-	○	○
剛性率	-	-	-	○	-
偏心率0.15以下	-	○	-	○	-
冷間成形割増	○ (※1)	○ (※2)	△ (※3)	○ (※4)	○ (※5)
筋交いの応力割増	-	-	○	○	-
筋交いの保有耐力接合	○	○	○	○	△ (※6)
幅厚比	-	○	○	○	-
柱梁仕口 保有耐力接合	-	○	○	○	-
柱および梁の継手 保有耐力接合	-	○	○	○	-
はり横補剛	-	○	○	○	-
積雪荷重 (垂直積雪量)	県施行細則 (第19条の2)	県施行細則 (第19条の2)	同告示別表	県施行細則 (第19条の2)	県施行細則 (第19条の2)
その他			荷重低減有り ※建築物への表示義務有 市街化区域以外 居室を設けない		保有水平 耐力計算

- ※1 H19告593号第1号イ(3)
- ※2 H19告593号第1号ロ(4)
- ※3 S55告1791号第2第3号ロ(STKR材のみ, 平屋)
- ※4 S55告1791号第2第3号
- ※5 H19告594号第4第3号
- ※6 HS55告1792号第3第3号

解説等

平成19年6月20日改正により, S55建告1791号第2に, 幅厚比や冷間成形割増の規定が追加され, また, 第7号で「必要がある場合」に行っていた「構造耐力上主要な部分である柱~(中略)~構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。」(仕口・継手の保有体力接合, はりの横補剛)を, 同改正により必ず行うよう規定されたため, 畜舎告示においても必ず行うこととなった。

なお, ルート2相当の計算は必要とするが, H19国交告593号本文により, 令36条の2第5号に指定する建築物から除かれるため, 許容応力度等計算による確認申請審査手数料加算は不要である。

積雪荷重を畜舎告示により計算する場合, 垂直積雪量dは同告示別表の数値を適用するので留意すること。

参考 S55建告1791号, H14国交告463号, H19国交告593号  
畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説(2007年版)

関連

備考

平成31年4月1日公表  
令和2年1月1日修正

積雪荷重について

令第86条第3項に規定する特定行政庁が規則で定める数値は下記のとおりである。  
 なお、多雪区域はない。

〔鹿児島県建築基準法施行細則 第19条の2より〕

市町村名 (細則制定時点)		市町村名 (H26.11現在)			垂直積雪量 (単位:m)			
市区郡名	町村名	市名	町村名	大字名	無し	0.2	0.3	0.4
鹿屋市		鹿屋市						
曾於郡	輝北町	鹿屋市					○	
肝属郡	串良町, 吾平町							
枕崎市		枕崎市				○		
阿久根市		阿久根市					○	
出水市		出水市						○
出水郡	野田町, 高尾野町							
指宿市		指宿市				○		
指宿郡	山川町, 開聞町							
西之表市		西之表市			○			
垂水市		垂水市					○	
川内市							○	
薩摩郡	里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	薩摩川内市	下記以外の区域	里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村		○		
	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町		里町, 上甑町, 下甑町, 鹿島町	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町				○
日置郡	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	日置市					○	
曾於郡	大隅町, 財部町, 未吉町	曾於市					○	
国分市			下記以外の区域				○	
始良郡	溝辺町, 隼人町, 福山町	霧島市	横川町, 牧園町					○
	横川町, 牧園町			霧島田口, 霧島大窪, 霧島川北, 霧島永水				○
串木野市		いちき串木野市					○	
日置郡	市来町							
加世田市				加世田~ (加世田から始まる大字名)			○	
日置郡	金峰町	南さつま市	金峰町				○	
川辺郡	笠沙町, 大浦町, 坊津町		笠沙町, 大浦町, 坊津町			○		
曾於郡	松山町, 志布志町, 有明町	志布志市					○	
名瀬市		奄美市			○			
大島郡	住用村, 笠利町							
指宿郡	穎娃町	南九州市	穎娃町			○		
川辺郡	知覧町, 川辺町		知覧町, 川辺町				○	
大口市		伊佐市						○
伊佐郡	菱刈町							
始良郡	加治木町, 始良町, 蒲生町	始良市					○	
鹿児島郡	三島村, 十島村	鹿児島郡	三島村, 十島村		○			
薩摩郡	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	薩摩郡	さつま町					○
出水郡	東町, 長島町	出水郡	長島町			○		
始良郡	栗野町, 吉松町	始良郡	湧水町					○
曾於郡	大崎町	曾於郡	大崎町				○	
	東串良町		東串良町				○	
	大根占町, 田代町		錦江町			○		
	根占町, 佐多町		南大隅町			○		
肝属郡	内之浦町	肝属郡	肝付町	岸良, 北方, 南方		○		
	高山町			後田, 富山, 新富, 野崎, 波見, 前田, 宮下			○	
熊毛郡	中種子町, 南種子町	熊毛郡	中種子町, 南種子町		○			
	上屋久町, 屋久町		屋久島町		○			
大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町		○			
↑市区郡名	↑町村名	↑市区郡名	↑町村名	↑大字名	無し	0.2	0.3	0.4

※ 鹿児島市の積雪荷重については、鹿児島市建築基準法施行細則 第9条の2により別途定められていますので、鹿児島市にお問い合わせください。

解説等

参考

関連

備考

平成27年4月1日公表

風圧力について

(1) 基準風速 $V_0$ について、当特定行政庁内は下記のとおりである。

〔H12建告1454号第2より〕

市町村名（告示時点）		市町村名（H26.11現在）			基準風速 $V_0$ 〔単位:m〕					
市区郡名	町村名	市名	町村名	大字名	36	38	40	42	44	46
鹿屋市		鹿屋市				○				
曾於郡	輝北町									
肝属郡	串良町、吾平町									
枕崎市		枕崎市					○			
阿久根市		阿久根市			○					
出水市		出水市			○					
出水郡	野田町、高尾野町									
指宿市		指宿市						○		
指宿郡	山川町、開闢町									
西之表市		西之表市							○	
垂水市		垂水市				○				
川内市										
薩摩郡	樋脇町、入来町、東郷町、 祇宮院町	薩摩川内市	下記以外の区域		○					
	里村、上甑村、下甑村、鹿 島村		里町、上甑町、下甑 町、鹿島町				○			
日置郡	東市来町、伊集院町、日吉 町、吹上町	日置市				○				
曾於郡	大隅町、財部町、末吉町	曾於市			○					
国分市										
始良郡	溝辺町、隼人町、福山町、 横川町、牧園町、霧島町	霧島市			○					
串木野市		いちき串木野市				○				
日置郡	市来町									
加世田市										
日置郡	金峰町	南さつま市					○			
川辺郡	笠沙町、大浦町、坊津町									
曾於郡	松山町、志布志町、有明町	志布志市			○					
名瀬市										
大島郡	住用村、笠利町	奄美市								○
指宿郡	額姪町									
川辺郡	知覧町、川辺町	南九州市						○		
大口市										
伊佐郡	菱刈町	伊佐市			○					
始良郡	加治木町、始良町、蒲生町	始良市			○					
鹿児島郡	三島村	鹿児島郡	三島村							○
	十島村		十島村							○
薩摩郡	宮之城町、鶴田町、薩摩町	薩摩郡	さつま町		○					
出水郡	東町、長島町	出水郡	長島町		○					
始良郡	栗野町、吉松町	始良郡	湧水町		○					
曾於郡	大崎町	曾於郡	大崎町		○					
肝属郡	東串良町	肝属郡	東串良町			○				
	大根占町		錦江町	馬場、城元、神川		○				
	田代町		南大隅町	田代麓、田代川原			○			
	根占町、佐多町		肝付町				○			
	内之浦町									
高山町										
熊毛郡	中種子町、南種子町	熊毛郡	中種子町、南種子町					○		
	上屋久町、屋久町		屋久島町						○	
大島郡	大和村、宇検村、瀬戸内 町、龍郷町、喜界町、徳之 島町、天城町、伊仙町、和 泊町、知名町、与論町	大島郡	大和村、宇検村、瀬戸 内町、龍郷町、喜界 町、徳之島町、天城 町、伊仙町、和泊町、 知名町、与論町							○
↑市区郡名	↑町村名	↑市区郡名	↑町村名	↑大字名	36	38	40	42	44	46

※ 鹿児島市の基準風速については、H12国交告 第1454号により別途定められていますので、鹿児島市にお問い合わせください。

(2) 当特定行政庁内は、地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ並びにⅣ地域を定めていない。

解説等

参 考	R2国住指第3120号（技術的助言）
関 連	
備 考	平成27年4月1日公表 令和4年9月1日修正